

○財務省告示第百四十一号

第十九号

四  
十  
五

日本銀行法（平成十九年法律第百四十九号）第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十三年七月十九日から発行を開始する日本銀行券壹万円及び千円の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十四号）に定める日本銀行券壹万円及び千円の様式をとする。この場合において、表の項中「黒」とあるのは、「暗い黄赤」とする。

平成二十三年四月二十六日

財務大臣

野  
田

佳彥